

中土佐町

景観計画



平成20（2008）年

高知県中土佐町

目 次

■ はじめに P 3

■ 景観計画策定にあたり P 4

1. 景観とは
2. 今なぜ景観
3. 計画の位置づけ

第1章 中土佐町の現況 P 5

1. 中土佐町の現況と景観の特性

第2章 景観計画の基本理念と方針 . . . P 8

1. 基本理念
2. 目標（目指すべき方向）
3. 基本方針

第3章 景観計画の区域 P 9

1. 景観計画の区分
2. 景観計画区域の区分

第4章 良好な景観形成に関する方針 ・ P 1 0

1. 良好な景観形成の為の基本的事項
2. 地区別に関する方針
3. 既存計画との調和



四万十本流 1 番目の沈下橋
高樋沈下橋（大野見）

第5章 行為の規制等に関する事項 P 1 1

1. 行為の制限についての考え方
2. 中土佐町「重点地区」「一般地区」の行為の制限
3. 届出行為の規模

第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針 P 1 5

1. 景観重要建造物
2. 景観重要樹木

第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準 ・ P 1 5

1. 重点的に景観形成を図る地区
2. 重要公共施設の整備に関する方針

第8章 屋外広告物の設置に関する方針 P 1 6

1. 屋外広告物の設置に関する方針
2. 行為の制限

第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項 . . P 1 7

1. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本事項

■ 結び . . . P 1 8



恵美須神社（久礼）

はじめに

四万十川流域 5 市町（合併前 8 市町村）は、四万十川を地域の宝として連携し、住民とともに保全活動を行なってきました。そして、平成 13 年 3 月には高知県が四万十川条例を制定、流域市町村も平成 14 年 3 月それぞれ条例を制定し保全に努めてきました。

その後、四万十川条例の理念である「保全と振興」に基づき、四万十川 196 km の流域を文化的景観として位置づけ、中でも特に重要な地域については、「重要文化的景観」の地域として国に申し出をすると共に、選定を足がかりとして地域の振興を図っていくという方向を確認し、今日まで取り組んできました。

この事を契機として、流域の各市町は更なる連携を図りながら、まちづくりの重要施策として、まち全体の景観を保全していく取り組みをしていくこととしました。



長野沈下橋周辺の景観
大野見



内港船溜の景観
久礼

■ 景観計画を策定にあたり

1. 景観とは

景観とは、景色・眺めのことで、山林・河川・海などの自然景観と、都市・集落・農耕地などの文化景観に大別されます。

文化的景観は、地形や気候風土によって形成された自然景観に、人々がそこで生活を営むために様々な加工（工作・建築等）をして生み出されたもので、山腹や山麓の地形に沿って開墾された棚田や自生する植物を利用した屋敷林・防風林など、地域の特性を理解し意識しながら築かれ引き継がれてきたものを言います。

文化的景観には、人々が地域の気候風土と向き合い自然を上手に活用するなど、暮らしの中で培われた知恵や工夫、美的感覚を見ることができます。

2. 今、なぜ景観

中土佐町は、「日本最後の清流」と言われる四万十川の源流域にあり、その流域には多くの豊かな自然が保たれ、日本の原風景とも言える風情を残すと共に、住民の暮らしも自然と密接にかかわりを持ちながら営まれています。

町では、これまで四万十川の景観・生態系を保全すると共に、人と川とのかかわりの文化を後世に継承するために、四万十川条例や同条例に基づく指標、環境配慮指針を策定し、諸施策を実施してきました。

また、国も景観法の制定や文化財保護法の改正により、新たに農山漁村等の集落を形成している地域とこれと一体となった景観を形成する地域を保全する制度を設けました。

その背景には、過疎化や高齢化の進行で農山村地域の良好な自然景観や文化的景観が次々と失われている事実があります。景観の形成には長い年月を必要とし、景観は一度失われると再生は容易ではありません。このため、町の財産である「景観」を住民と協働で守り創造していくため景観保全に取り組んでいきます。

3. 計画の位置づけ

本計画は、景観法第8条に規定する景観計画として定めるものです。そして、本景観計画は、景観行政団体が定めることとなっています。このため、中土佐町も高知県の同意を得て平成19年9月20日付で景観行政団体となりました。

本計画は、私たちを取り巻く環境が刻々と変化する中、この自然豊かな中土佐町を百年、千年先の世代へ引き継げるよう、持続可能で心やすらぐ中土佐町らしい景観の指針を示したものであり、中土佐町総合振興計画とも整合しています。

■ 第 1 章 中土佐町の現況

1. 中土佐町の現況と景観の特性

(1) 中土佐町の現況

中土佐町は、太平洋に開けた海岸部と四万十源流域の里が一体となった自然豊かなまちです。

日本最後の清流四万十川の源流域の農業を中心とした大野見地区は、四万十川の流れと沈下橋、流域に田畑、集落を形成し、日本の農村の原風景ともいえる景観となっています。

また、中土佐地区は、鯉の一本釣りをはじめ漁業のまちであり、久礼八幡宮や大正町市場、漁港等、黒潮文化に育まれた漁師町としての景観を形成しています。

(2) 人口、産業、土地利用等の現状

① 人口、世帯数

中土佐町は他の中山間地域同様、過疎、少子高齢化の状況が顕著となっています。平成20（2008）年3月の人口は8,383人、世帯数は3,646世帯で、1世帯あたりの世帯員数は2.30人である。その推移を見ると、昭和35（1960）年の人口は、14,000人を越えていたが、年々減少し、平成20年までの48年間で約4割減となっています。一方、世帯数は、中土佐地区、大野見地区とも昭和35年以降、横ばいに近い状況となっています。

人口に占める高齢者の割合も年々増加しており、平成20（2008）年3月の高齢化率は36.3%と高知県の25.8%を大きく上回っています。（平成17年）。特に、大野見地区の高齢化率が41.0%と高くなっています。

② 産業

中土佐地区は第3次産業が中心ですが、生産額では漁業のウェイトも高い。大野見地区は特定の産業への偏りはないが、生産額では農林業のウェイトも高い。両地区ともに第1次産業の就業者が減少しています。

平成17（2005）年における中土佐町の15歳以上の全就業者は3,235人となっており、その内訳は、第1次産業が601人（18.6%）、第2次産業が831人（25.7%）、第3次産業が1,802人（55.7%）と、第3次産業従事者が半数を超えています。

また、昭和55（1980）年と比較すると、第1次産業が大幅に減少しており、中でも林業と漁業の減少が顕著となっています。

③ 土地利用

平成18（2006）年3月時点における中土佐町の土地利用分類別現況を、住宅地図及び航空写真、現地踏査で確認された内容も踏まえ山林、農地、宅地の概要は次のとおりとなっています。

<山林・農地・宅地の概要>

	中土佐地区	大野見地区
山林	地区面積の87.8%(8,144ha)を山林が占めている。河川に大量の土砂が堆積している状況から、植林地の荒廃が相当に進行しているものと考えられます。	地区面積の92.0%(9,257ha)を山林が占めている。現段階では、河川への過剰な土砂流入や谷底が大きく変動している様子はいかがいませぬ。
農地	土佐湾に注ぐ数本の小河川(久礼川、長沢川、大坂谷川、笹場川、上ノ加江川等)は流程が短いものの、谷底平野が比較的多く形成されており、水田や畑地はこの平地に集中しています。樹園地はほとんど存在しませぬ。なお、これらの河川は、久礼川を除いて平地部の多くの区間で伏流し、水無川となっています。	まとまった農地(ほとんどが水田)は、四万十川本川に沿って広がっており、その大部分は中央地区に集中しています。四万十川の支流(萩中川、下ル川、吉野川、跡川川、伊勢川、竹原川)沿いには棚田や段々畑を含む小規模な農地が存在します。また、北地区萩中には比較的大規模な茶畑が広がっています。
宅地	土佐湾に面して開けた平地部には主要な市街地・集落(久礼市街地・上ノ加江市街地・矢井賀集落)が立地しています。各市街地・集落の河口部には漁港が形成されており、いずれも漁村集落から発達してきたことから、道路が狭く建物が密集した宅地となっています。	面的なまとまりをもった宅地は、中央地区奈路、吉野にのみ見られます。ここにさまざまな公共・業務施設等が集中しているものの、店舗は少なく、商業地は形成されていません。そのほかの地域は、四万十川本川及び支川沿川にごく小規模な集落や数軒の住宅が点在するのみとなっています。

(3) 中土佐町における景観の特性

- ①旧大野見地区においては、四国カルストに源を発して町域を貫流する四万十川にそった河川景観が軸となっています。
- ②旧中土佐地区においては、400年以上続くといわれている鯉の一本釣り、久礼八幡宮、大正町市場、漁港等が漁師町の風情を醸しだしています。
- ③厳しい過酷な自然と共存しながら、幾多の時代を経て今日に至った先人の努力と英知の積み重ねが、現在の景観となっています。

(4) 景観形成上の課題

地域の景観資源別に景観形成上の課題を整理する。

景観類型	景観資源	景観形成上の課題
山	<p>山林は人工林がほとんどとなっていますが、一部大野見には轟谷山の原生林、島の川溪谷のもみじ等の広葉樹林があります。</p> <p>また、中土佐地区には海岸部の魚付保安林、灘山の自然林、久礼八幡宮の鎮守の森があり、貴重な景観資源といえます。</p>	<p>人工林については、間伐等適正な管理に努めると共に、貴重な自然林、保安林は引き続き保全が必要です。</p>
川	<p>大野見地区の四万十川は本流の源流域に位置し、沈下橋、頭首工、農地と共に本町における重要な景観資源となっています。</p>	<p>四万十川の清流保全に努めると共に、護岸等の景観の維持保全が必要です。</p>
海	<p>中土佐地区は土佐湾に開けた町であり、海と海岸線、浜辺の、港は漁師町としての景観を構成しています。中でも、双名島については、土佐 10 景に数えられる名勝となっています。</p>	<p>海岸、海浜を含め、海の環境保全、景観保全が必要です。</p>
農地	<p>大野見地区については、四万十川沿いに農地があり、支流の棚田、北地区には比較的大規模な茶畑が広がっており、農村景観を構成しています。</p>	<p>一部農地において、耕作放棄が見受けられます。今後、集落営農等の農業政策を一層推進し、農地の保全、農村景観の保全をすすめていく必要があります。</p>
町並み	<p>大野見地区は四万十川沿いに点在する農村集落、中土佐地区は鰹の一本釣りを中心とする漁師町の景観を有している。</p>	<p>農の営み、漁の営みの衰退とともに空き家、空き店舗の出現など町並みにも変化が出てきています。今後、一次産業の振興と共に町並みの景観保全が必要です。</p>



久万秋沈下橋周辺の景観（大野見）

■ 第2章 景観計画の基本理念と方針

1. 基本理念

中土佐町は最後の清流「四万十川」の源流域の里と、全国に名を馳せる鯉の一本釣りの漁師町であり、山、川、海の自然豊かな町です。

これらの自然を基礎とし、人々の生産活動等により形成された文化的景観は、人、自然、文化が調和しつくりあげられ「中土佐らしい景観」を見せています。

こうした景観特性を踏まえ、豊かな自然と長い歴史を通じて形成された風土を活かし、中土佐らしい景観を保存、創造し豊かな地域社会を象徴する景観づくりを進めていきます。

2. 目標（目指すべき方向）

**「四万十」・「黒潮」 共に生きてきた誇り、
守ろう、創ろう、ふるさと中土佐「絵になる風景」**

3. 基本方針

（1）自然、文化、歴史の特色をいかす。

わたしたちの自然とのかかわり方、くらしの中で育まれてきた文化、いまにいたる歴史のうつりかわり、それらの結果が現在の景観であると思います。

このため、わたしたちの身近な景観は、どこにでもあるようで、実は地球上のここ高知、中土佐町にしかないものです。その特色、長所をいかす景観づくりをしていきます。

（2）多様性を大切にしながら調和を育む。

景観を大切にすると聞くと、「規制」ということばが浮かぶかもしれませんが。

しかし、どこも一律一様にしぼりをかけるのではなく、多様・多彩な中にも調和が醸し出され、育まれるような景観づくりをめざします。

基本は、現在の景観と調和を図るという事とします。

（3）できること、必要なことを付け加えていく。

景観づくりは世代を継いで行われる永続的な取り組みです。

出来る事、必要な事を先送りせず、それぞれの時点で最善をつくします。そして、遠い将来の目標・成果を夢見るだけでなく、準備が整ったことを適時に付け加えていく計画とします。

（4）計画の再確認と見直しを定期的に行っていく。

これまで示した景観計画の原則と基本方針を守りながら取り組みを進めるためには、取り組み状況を確認しながら、手直ししていく仕組み自体を計画に盛り込んでおく必要があります。中土佐町全域にわたる共通事項を定めた本計画は4年ごとに再確認と見直しを行う事を基本とし、必要な場合はそのつど見直しをしていきます。

■ 第3章 景観計画の区域

1. 景観計画の区域

中土佐町の景観は、自然・文化・歴史などのさまざまな要素がつながり、重なりあって形成されています。

したがって、地域全体にわたって取り組みが進み発展していくようにするため、中土佐町の全域を景観計画区域とします。

なお、景観計画区域を重点地域と一般地域に区分します。

2. 景観計画区域の区分

(詳細区分は別添図面のとおりです。)

景観計画区域を重点地域と一般地域に区分します。

なお、今後上ノ加江、矢井賀地区についても将来的には住民合意を踏まえ、重点地区の拡大を検討していきます。

(1) 重点地区

①重点第一種地区

ア. 四万十川を中心として左右の道の路肩までの地域

②重点第二種地区

ア. 四万十川景観地区

●四万十川を中心として左右の山の第一稜線までの地域

●四万十川の支流である下ル川、萩中川、島の川川を中心として左右の山の第一稜線までの地域

イ. 漁師町景観地区

●久礼八幡宮、大正町市場、漁港等久礼地区の漁師町地域

(2) 一般地区

重点地域以外の全ての地域を一般地区とします。

■ 第4章 良好な景観形成に関する方針

1. 良好な景観形成の為の基本的事項

基本方針や目標をしっかりとふまえながら中土佐町の景観づくりを推進していきます。まず共通事項として、第1章で示した景観づくりの取り組みにおける基本方針を再確認します。

- ①自然、文化、歴史の特色を活かします。
- ②多様性を大切にしながら調和を育みます。
- ③できること、必要なことを付け加えていきます。
- ④計画の再確認と見直しを定期的に行っていきます。

2. 地区別に関する方針

中土佐町内の各地区には、それぞれならではの特色があり、これを尊重しつつ景観を保全・創造していきます。ここでは前記の共通事項に加え、土地状況の類型ごとに方針を定めます。

①大野見地区（四万十川周辺地区）

山々に囲まれた地区が多いことから、この自然景観を保全しつつ周辺と調和のとれた景観づくりを図ります。

豊かな実りをもたらす四万十川とその支流にそって開かれた地区であることから、川の景観との調和を大切にしていきます。

②中土佐地区（久礼漁師町地区）

古くからの漁師町としての街並みを有するところについては、海の仕事の営みと人と人とのふれあいが息づく景観の形成を図ります。

3. 既存計画との調和

良好な景観づくりにあたっては、「高知県総合開発計画」等の国、県、町が策定している既存計画によく留意し、調和が保たれるように進めるものとします。

とりわけ山野の景観に関わりが深い国及び地方の森林計画、水辺の景観に関わりが深い「四万十川条例」及び「四万十川沈下橋保存方針」を尊重し、関係機関と協議を行い、連携をとりながら進めるものとします。

■ 第5章 行為の制限に関する方針

1. 行為の制限についての考え方

景観に影響を与える行為の制限については、当面は「ゆるやかな規制」にとどめ、地域の景観がもっている特性や意義についての理解を促すこと、景観づくりが取り組みやすくなるような環境の醸成を進めることを基調として関連施策の拡充・発展を図るようになっていきます。

このような基調のもとでの中土佐町における景観施策拡充・発展は、次の（１）～（５）に示すような段階的な取り組みを進めていきます。将来的には、必要に応じて行為の制限の見直しも検討します。

- （１）景観条例の制定と景観計画の策定により景観行政団体として本格的な施策・事業を行う法制的枠組を創り出します。
- （２）景観計画と文化的景観保存計画などに基づき、施策・事業を展開していきます。
- （３）規制の強化ではなく、景観の特性や意義についての理解促進、景観づくりに取り組むための環境醸成を図ることを基調としつつ適時・適宜に新しい施策を付加していきます。
- （４）新規施策・事業を付け加えることと並行して各地区、各分野における既存施策・事業の拡充を図り、町全体の景観づくりを進展させていきます。
- （５）景観施策・事業全体の枠組、体系を随時見直し、制度のメンテナンスを行いながら発展的更新を図っていきます。

2. 中土佐町「重点地区」「一般地区」の行為の制限

（１）対象地域

重点地区	重点第一種地区	四万十川を中心として左右の道の路肩までの地域
	重点第二種地区	①四万十川を中心として左右の山の第一稜線までの地域 ②下ル川、萩中川、島の川川を中心として左右の山の第一稜線までの地域 ③久礼八幡宮、大正町市場、漁港等久礼地区の漁師町地域
	一般地区	上記の重点地区以外の地域

（２）行為の制限

景観形成基準については、（別紙１）のとおりとします。

景観形成基準（別紙1）

（1）景観重点区域

項 目	第一種地区	第二種地区
①生態系の保全	重要な動植物の保全、振動・騒音・濁水・排水対策、光害の抑制。	重要な動植物の保全、振動・騒音・濁水・排水対策。
②景観の保全	裸地及び屋外における土石、廃棄物等の集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること。 石垣の保全、自然景観の保全、法面の緑化、緑地の保全。	裸地及び屋外における土石、廃棄物等の集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること。 石垣の保全、自然景観の保全、法面の緑化、緑地の保全。
③盛土・切土の高さ	高さ5m以下とすること。	—
④眺望景観 (稜線の分断)	・眺望 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。	・稜線 稜線を分断しないこと。 ・眺望 景観重要公共施設、景観重要建造物、景観重要樹木等からの眺望を阻害しないこと。
⑤森林の保全	森林の伐採率40%以下。これにより難しい場合は、裸地の緑化（新植計画等）措置を講ずること。 植林（杉・桧）の下刈り、間伐の計画を提出し適正な施業を行うこと。	森林の伐採率40%以下。これにより難しい場合は、裸地の緑化（新植計画等）措置を講ずること。 植林（杉・桧）の下刈り、間伐の計画を提出し適正な施業を行うこと。
⑥建築物・工作物の高さ	・建築物 13mを超えないこと。	建築物 20mを超えないこと。
⑦建築物・工作物の色彩	・色彩 マンセル値10未満で周辺の景観と調和するものであること。	・色彩 マンセル値10未満で周辺の景観と調和するものであること。
⑧建築物の形態意匠	・外観 勾配屋根とし、適度な軒の出を基本とする。 原則として和風感のある素材を使用し、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。	・外観 勾配屋根とし、適度な軒の出を基本とする。 原則として和風感のある素材を使用し、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。
⑨看板、広告板、自動販売機等の設置	・色彩 マンセル値10未満。 蛍光色を使用しないこと。 周辺の景観と調和するものであること。・	色彩 マンセル値10未満。 蛍光色を使用しないこと。 周辺の景観と調和するものであること。・

(2) 景観一般区域

項 目	一般区域
①生態系の保全	重要な動植物の保全、振動・騒音・濁水・排水対策
②景観の保全	裸地及び屋外における土石、廃棄物等の集積又は貯蔵物品の露出の抑制、遮蔽措置を講ずること。 石垣の保全、自然景観の保全、法面の緑化、緑地の保全
③建築物・工作物の高さ	・建築物 30m を超えないこと。
④建築物・工作物の色彩	・色彩 マンセル値 10 未満。 周辺の景観と調和するものであること。
⑤建築物の形態意匠	・外観 勾配屋根とし、適度な軒の出を基本とする。 原則として和風感のある素材を使用し、外壁等の形態及びこれらの素材が周辺の景観と調和するものであること。
⑥眺望景観 (稜線の分断)	稜線を分断しないよう努めること。
⑦看板、公告板、自動販売機等の設置	・色彩 マンセル値 10 未満。 蛍光色を使用しないこと。 周辺の景観と調和するものであること。

3. 届出行為の規模

(1) 届出行為の規模

行 為	重点区域		一般区域
	第一種地区	第二種地区	
① 鉱物の採掘又は 土石の採取	10 m ² 以上又は高さ 1.5m を 超えるもの。	1,000 m ² 以上又は高さ 3m を 超えるもの。	10,000 m ² 以上。
② 土地の形状変更	100 m ² 以上。	1,000 m ² 以上。	10,000 m ² 以上。
③ 建物、工作物の 新築、増築、改築、移転 又は撤去	・ 建築物 延面積 100 m ² 以上、又は 高さ 10m を超えるもの。 ・ 工作物 10m ² 以上、又は高さ 1.5m を超えるもの。	・ 建築物 延面積 100 m ² 以上、又は 高さ 10m を超えるもの。 ・ 工作物 1,000 m ² 以上、又は高さ 5m を超えるもの。	・ 建築物 延面積 200 m ² 以上、又は 高さ 10m を超えるもの。 ・ 工作物 1,000 m ² 以上、又は高さ 5m を超えるもの。
⑤ 建築物の色彩の変更	行為面積の合計が 10 m ² 以上 のもの。	行為面積の合計が 10 m ² 以上 のもの。	行為面積の合計が 10 m ² 以上の もの。
⑥ 森林 (天然林及び植林の伐採)	・ 天然林の伐採 100 m ² 以上。 ・ 植林の伐採 10,000 m ² 以上。	・ 森林の伐採 100,000 m ² 以上。	・ 森林の伐採 100,000 m ² 以上。
⑦ 針葉樹 (杉及び桧)の植樹	100 m ² 以上。	—	—
⑧ 看板、公告板等の設置	・ 区域指定 屋外広告物条例 一辺が 4m、かつ、表示可 能面積が 4 m ² 以下を除く。	・ 区域指定 屋外広告物条例 一辺が 4m、かつ、表示可 能面積が 4 m ² 以下を除く。	・ 区域指定 屋外広告物条例 一辺が 4m、かつ、表示可能 面積が 4 m ² 以下を除く。
⑨ 屋外における物品 (土石、廃棄物等)の集積 又は貯蔵	10 m ² 以上、又は高さ 1.5m を 超えるもの。	1,000 m ² 以上、又は高さ 3m を超えるもの。	1,000 m ² 以上、又は高さ 3m を超えるもの。

■ 第6章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定方針

1. 景観重要建造物

中土佐町を特徴する建造物で、周辺地域の自然、歴史、文化や生活などから見て、その特色が顕著に現れている建造物のうち、地域の景観づくりにおいて重要な要素となっているものを指定していきます。

(1) 景観重要建造物の指定方針

- ①大野見地区においては、四万十源流の里として自然、歴史、文化、生活などからみて地域特性を表している建造物
- ②中土佐地区においては、400年以上続くといわれている鯉の一本釣りに代表される黒潮の文化を象徴する建造物

	景観重要建造物（候補）
大野見地区	大野見四万十民俗館、奈路橋、沈下橋（高樋、久万秋、長野）等
中土佐地区	久礼大正町市場、久礼八幡宮等

2. 景観重要樹木

基本方針等に基づき、周辺地域を特色づける樹木のうち、公共の場所から誰もが見ることができ、地域の景観づくりにおいて保護や必要性があるもので、地域住民やその所有者が保護や育成に取り組んでいる樹木を指定していきます。

(1) 景観重要樹木の指定方針

- ①町民に親しまれ、周辺の景観の核になっているもの
- ②樹高や樹形、大きさから地域のシンボリックな存在で良好な景観に寄与しているもの

	景観重要樹木（候補）
大野見地区	竈（かまど）神社の天然樹林等
中土佐地区	笹場の大銀杏、長沢の大杉、灘山の自然林、旧役場跡のオガタマノキ等

■ 第7章 景観重要公共施設の整備に関する事項及び占用等の基準

1. 重点的に景観形成を図る地区

町民に親しまれている公共施設（道路、橋梁、河川）のうち、景観形成上、周囲の景観に大きな影響を及ぼす次に示す公共施設を、景観形成上重要な公共施設として指定する。

なお、指定にあたっては、国、県及び関係機関との連携協議の上、指定を行なうものとします。

2. 景観重要公共施設の整備に関する方針

- (1) 県道 41 号窪川中土佐線については、四万十の木材等を久礼に運んできた道として、歴史を感じられる道として景観形成を図ります。
- (2) 久礼港湾については、漁師町としての賑わいの感じられる港としての景観形成を図ります。
- (3) 河川を整備するときは眺望景観を大切にするとともに、自然素材を活用した整備を推進します。

(4) 四万十川に架かる奈路橋、高樋沈下橋、久万秋沈下橋、長野沈下橋、護岸等については、四万十の歴史、農村風景に調和する景観形成を図ります。

種類	指定方針	指定候補
道路	景観区域内の景観形成に大きな影響を及ぼす道路	町内の国道、県道、町道
河川	景観区域内の景観形成に大きな影響を及ぼす河川	四万十川、島の川川、下ル川 萩中川
橋梁	景観区域内の景観形成に大きな影響を及ぼす橋梁	奈路橋、 沈下橋（高樋、久万秋、長野）
港湾	景観区域内の景観形成に大きな影響を及ぼす港湾	久礼港

■ 第8章 屋外広告物の設置に関する方針

屋外広告物の規制については、現在、高知県が「高知県屋外広告物条例」を制定し規制を行なっています。

これは、中土佐町の景観づくりの重要な要素であることから、高知県と協働して規制を行なっていく必要があります。県条例を遵守しつつ、この計画の目標が達成できるよう、屋外広告物の規模や色彩を考え周辺の景観と調和が図られるように設置者自らが取り組むこととします。

1. 屋外広告物設置に関する方針

屋外広告物の設置に当たっては、大野見地区の四万十川周辺の農村景観、中土佐地区の漁師町景観との調和を原則として、広告物の形状、面積等について適切な規制、誘導を図る。

2. 行為の制限

設置にあたっては次のとおりとする。

項目	行為の制限
位置・規模・形態	① 地域のシンボルとなる施設、山の稜線等の眺望を遮断しないこと。 ② 市街地にあっては周囲の屋根の高さを超えないこと。
色彩	マンセル値10未満とし周囲の景観と調和すること。
意匠	周囲の景観と調和すること。
素材	周囲の景観と調和した素材を使用すること。

■ 第9章 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

農村景観づくりを進めるために景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図る必要がある場合に作成する景観農業振興地域整備計画の策定を検討します。

整備計画には、保全・創出すべき地域の景観の特色、保全・創出すべき地域の範囲、魅力ある景観を保全・創出するための方針などが盛り込まれることになります。

1. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項

(1) 保全・創出すべき地域の景観の特色

四万十川の恵みと先人の開拓と灌漑の歴史による農用地並びに頭首工、用水路、沈下橋等は、日本の原風景ともいえる景観である。しかしながら、高齢化等により一部地域には耕作放棄地も出てきており、良好な景観が失われていく恐れがあります。

(2) 保全、創出すべき地域の範囲

四万十川を中心として左右の山の第一稜線までの地域にある農用地

(3) 魅力ある景観を保全、創出するための方針

- ① 農の営み無くして四万十川沿いの景観はありえません。このため、基本は農業をどのようにして継続させていくかということが重要な課題です。
- ② 四万十川、農地、頭首工、用水路、沈下橋、そして集落等がおりなす農村集落の保全を図っていきます。
- ③ 四季を感じさせる農道、あぜ道などの保全を図っていきます。
- ④ 農地の集約等による耕作放棄地の解消並びに、放棄地に周囲の景観と調和するような植栽を検討します。



田植え風景（大野見・四万十民俗館）

■ 結び

前文にもあるように中土佐町における景観は、

- (1) 大野見地区においては、四国カルストに源を発して町域を貫流する四万十川にそった河川景観が軸となっています。
- (2) 中土佐地区においては、400年以上続くといわれている鯉の一本釣りのまちであり、船溜、久礼八幡宮、大正町市場等が漁師町の風情を醸しだしています。
- (3) これらに近、現代の開拓の営為が重なり、さまざまな歴史的・社会的要素が錯綜して多文化な構成となっていることを特色としています。

総合的にとらえると、中土佐町は、高知県中山間地域における典型的な景観であり、また全国的な視野からすれば、この地域の景観面における特殊性を端的に表しているものです。こうした意味で貴重な景観として価値づけることが可能であり、この地の歴史や文化、人びとの暮らしやなりわいを反映したかけがえのない景観です。

中土佐町が地方公共団体として景観行政団体になり、景観づくり条例と景観計画を新しく定めるとすることは、景観の問題に系統的に取り組むという意思表示です。

景観行政団体になったからといって規制がかかるだけではありません。どのような施策・事業を展開するかは、自治体と住民自身の主体的判断によるところが大きいと言えます。景観づくりは町民が積極的に参画し、行政と一体となって取り組むのが望ましいあり方です。

景観計画の策定や景観づくりにかかわる条例・規則の制定は、まさにこうした「協働」を効果的に進めるための制度上の基盤整備であり、行政側の基本的な責務の執行でもあります。

中土佐町独自の取り組みと、国・県をはじめ関係機関・団体によるさまざまな施策・事業が補完しあって良好な景観づくりが進み、ひいては豊かで美しく暮らしやすい地域環境の形成につながるよう努めていきます。

今後、この計画自体を太い幹に成長させながら、私たちの大切な地域の景観をともに育み、美しく、潤いあるまちづくりを進めていきます。



大正町市場（久礼）